契　約　番　号

工　事　請　負　請　書

工 事 名

契　約　番　号

収入

印紙

工　事　請　負　請　書

工 事 名

工事場所

工　　期　　　　　　年　　　月　　　日から

　　　年　　　月　　　日まで

請負代金額　　　　　　　　　　　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）　　　　　　　　　　　円

上記の工事の請負契約について、次の条項を承諾のうえお請けします。

　　　　年　　　月　　　日

受注者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

発注者　　住　所

　　　　　　氏　名　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

○○○　○○○　○○○　　○○　○○　殿

１　工事は、この請書に定めるもののほか、別冊の図面、示方書又は仕様書及び内容説明書（以下「設計図書」という。）に基づき、発注者の監督員の指示に従って、頭書の代金をもって、頭書の期限までに、頭書の工事を完成のうえ、工事目的物を発注者に引き渡すこと。

２　この契約締結後７日以内に請負金額内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出すること。

３　発注者の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

４　工事の全部又は主たる部分の施工を一括して第三者に委任し、又は請け負わせないこと。

５　工事の施工の結果、契約の数量に増減を生じたときは、発注者と協議して定めた請負代金額により頭書の請負代金額を増減させること。

６　当方の負担する工事材料のうち、発注者において必要と認められたものについては、使用前に発注者の監督員の検査を受け、これに合格したものを使用すること。

７　発注者から支給される工事材料及び貸与品について生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、当方において負担すること。

８　発注者の都合により、工事の内容を変更し、又は工事を一時中止させられること。この場合、請負代金額又は工期の変更については、発注者と協議して定めた請負代金額又は工期により変更されること。

９　前項前段の場合において、当方が増加費用を必要とし、又は損失を受けたときは、発注者と協議して定めること。

10　天災その他の不可抗力によって工事目的物（発注者において現実に出来形があったものとして確認した部分をいう。）、工事仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料又は建設機械器具に損害を生じたときは、当方は、その事実の発生後遅滞なくその状況を発注者に通知すること。

11　前項の損害額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち、当方が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除いた額が請負代金額の100分の１を超えるときは、その超える額を発注者において負担されること。

12　工事着手後その完成までに、発注者と受注者のいずれかの責めにも帰することができない事由により、修理、改造等の工事の対象物が滅失し、又はき損したため、当方において工事の全部又は一部を履行することが不能となったときは、その滅失又はき損は、発注者において負担されること。この場合、当方は、修理、改造等の工事の検査済出来形部分の代金に相当する金額を除き、頭書の代金の全部又は一部の支払いを請求しないこと。

13　工事を完成したときは、発注者にしゅん功届を提出すること。この場合、発注者において、届出を受けた日から起算して14日以内に検査を完了されること。

14　検査の結果、合格しなかったときは、発注者の指示により遅滞なく、これを修補のうえ再検査を受けること。この場合における検査は、修補した旨の届出を発注者が受けた日から起算して14日以内に完了されること。

15　前２項の検査に合格したときは、発注者に引渡書を提出し、当該目的物を引渡すこと。

16　当方は、第13項又は第14項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができること。

17　支払いの時期は、発注者が適法な請求書を受理した日から40日以内の日とすること。

18　前項の代金の支払いが遅れた場合は、天災地変等やむを得ない事由による場合を除き、発注者において、その遅滞日数に応じ、当該支払金額に対し年2.5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として支払われること。

19　引き渡した目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものである場合を除き、引渡しをした日から２年以内（設備機器本体等の場合には１年以内）に当方への通知があった場合に限り、無償で目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求されること。ただし、契約不適合が当方の故意又は重大な過失によるときは、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによること。

20　前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、当方がその期間内に履行の追完をしないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求されること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求されること。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　当方が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、当方が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

21　工事の目的物の引渡し後、その目的物が発注者から鉄道事業者又は軌道経営者に貸し付け、譲渡し、又は引き渡された場合においては、第19項及び前項に定める発注者の請求権は、貸付け、譲渡又は引渡しの日から当該鉄道事業者又は軌道経営者に帰属されること。

22　正当な事由によらないで、頭書の期限までに工事を完成しないときは、その遅滞日数に応じ、請負代金額に対し年３パーセントの割合で計算した金額を遅延損害金として発注者に納付し、又は当方の受け取るべき代金のうちからこれを差し引かれること。

23　当方が次の各号のいずれかに該当したときは、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払うこと。この契約による履行が完了した後においても同様とすること。

(1)　この契約に関し、当方が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は当方が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当方に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2)　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において、「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3)　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4)　この契約に関し、当方（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

24　次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除されても異議なく、契約を解除されたときは、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払うこと。

(1)　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(2)　工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(3)　正当な理由なく、第19項の履行の追完をしないとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

25　契約が解除になったときは、出来形部分の検査を受け、当該検査に合格した部分及び工事現場に搬入した検査済みの工事材料を発注者に引き渡すこと。この場合、引渡し部分に相当する請負代金額を請求することができること。

26　発注者の都合により契約が解除された場合において、当方が損害を受けたときは、損害の賠償について発注者と協議して定めること。

27　当方がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、当方は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、その支払わない額に対し年３パーセントの割合で計算した額の延滞金を発注者に支払うこと。

28　この契約に関して紛争が生じた場合は、建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図ること。

29　この請書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者及び受注者の双方が協議して定めること。